

住民票の写し等交付申請書（郵送請求用）

宛先 狭山市長 令和 年 月 日

申 請 者	住所 (法人の場合は所在地)			
	フリガナ			
	氏名 (法人の場合は法人名 及び代表者氏名)	社印または 代表者印		
	生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	日中連絡可能な 電話番号	
	必要な証明との 関係	☐ 本人 ☐ 同一世帯員 ☐ 代理人 ☐ その他 () ※世帯が別の場合には、委任状が必要です		
	使用目的	☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 自動車の登録 ☐ 年金 (年金の種類 年金 / 使用目的) ☐ 相続手続き (相続放棄・相続登記・その他) ☐ その他 ()		
	提出先	(具体的に記入してください。例：〇〇年金事務所、〇〇法務局、〇〇市役所)		

必 要 な 住 民 票 請 求 す る 証 明	住所	狭山市				
	世帯主	フリガナ		ど 世 帯 一 部 の 場 合 が 必 要 で す か	フリガナ	
		氏名			氏名	
		生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日			生年月日 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日	
	請 求 す る 証 明	必要な証明の番号に○と通数を記入してください。				
		1 住民票 (世帯全員)	3 0 0 円	通	【記載が必要な場合はチェックしてください】 ※チェックがない場合は、省略したものを発行します ☐ 世帯主及び続柄 ☐ 本籍及び筆頭者 ☐ 住民票コード ☐ 個人番号 ※個人番号を記載する場合は、使用目的及び提出先を必ず記載してください。記載がない場合や使用目的によっては交付できない場合があります 【外国人の方は、以下をご確認いただき、記載が必要な場合は、チェックしてください。】 ☐ 国籍・地域 ☐ 在留資格等 ☐ 在留カード番号等 ☐ 通称の記載および削除に関する事項	
		2 住民票 (世帯一部)	3 0 0 円	通		
		3 住民票の除票※1	2 0 0 円	通		
		4 記載事項証明書	3 0 0 円	通		
		5 その他 ()		通		
備考						

※1 除票は転出・死亡等で除かれた住民票で、本人のみが記載された証明です(複数名を1通に記載することはできません)

この申請書のほかに同封するものがございます。裏面をご確認ください。

同封するもの

下記 1～3（申請内容によっては 4・5）及び当申請書を同封して送付してください。

1. 手数料分の郵便定額小為替もしくは現金書留

郵便定額小為替の購入方法等については、株式会社ゆうちょ銀行HPをご確認ください。



※証券（郵便定額小為替）による納付を受ける場合、地方自治法施行令第156条で「納付金額を超えないものに限る」と規定されております。証明書交付手数料の納入金額を超える郵便定額小為替の送付があった場合、改めて、証明書交付手数料分の郵便定額小為替または現金を再送付していただく必要があります。先に送付された郵便定額小為替は、証明書返送時に返戻させていただきます

※郵便定額小為替の券面については、何も記入せず空欄のまま送付してください

※郵便定額小為替の有効期限は、発行日から6か月です

2. 返信用封筒

申請者の住民票上の住所、郵便番号、氏名を記入し、切手を貼付してください。

なお、個人による申請の場合は住民登録地、法人の場合は主たる事務所の所在地以外への送付はできません。

3. 申請者の本人確認書類の写し（現住所が確認できるもの）

例：運転免許証、マイナンバーカード、健康保険の資格確認書（健康保険の被保険者証）等
現住所が裏面に記載されている場合は、両面のコピーを同封してください。現住所の記載がない場合は、本人確認書類の写しに加えて、住民票又は戸籍の附票の添付が必要です。

※マイナンバーカードは裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されているため、表面のみの写しで構いません

4. 関係のわかる資料（戸籍等）の写し

同一世帯員以外からの申請は、委任状や関係のわかる資料（戸籍等）の添付が必要になります。

5. 委任状（代理人が申請する場合）

代理人が申請する場合は、申請書の「申請者」欄に代理人の住所、氏名、電話番号等をご記入ください。また、申請理由、提出先及び利用目的を具体的にご記入ください。

【送付先】

〒350-1380

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

狭山市役所 市民課 住民記録担当

電話：04-2937-5854（直通）

○詳しくは、市公式HPをご確認ください

【郵送請求について】 【郵便定額小為替について】

